

追加議案及び説明 並びに参考資料

令和5年12月定例会

池 田 市

目 次

1 議案第101号 池田市手数料条例の一部改正について	1
説 明	5
参 考	6
2 議案第102号 令和5年度池田市一般会計補正予算(第10号)	11
説 明	15
参 考	27

議案第101号

池田市手数料条例の一部改正について

池田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を踏まえ、戸籍法の一部改正により創設された戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等の制度について、その発行等に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の21の項中「書面」の次に「（以下「戸籍証明書」という。）」を加え、同表中49の項を51の項とし、27の項から48の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の26の項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の25の項中「（昭和22年法律第224号）」を削り、「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく同法第120条の4第1項に規定する届書等情報（28の項において「届書等情報」という。）の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の27の項とし、同表中24の項を25の項とし、同項の次に次のように加える。

26	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この項において「電子	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
----	---	--------------------------

	<p>情報処理組織を使用する方法」という。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書(以下「除籍電子証明書」という。)の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
--	--	--

別表の23の項中「抄本」の次に「の交付」を、「書面」の次に「(以下「除籍証明書」という。)」を加え、同項を同表の24の項とし、同表の22の項の次に次のように加える。

23	<p>戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム(以下「情報提供等記録開示システム」という。)を使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。))に限</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円</p>
----	---	-------------------------------------

る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書（以下「戸籍電子証明書」という。）の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

池田市手数料条例の一部改正について

- 1 次に掲げる戸籍に関する事務に係る手数料の額を定めるものであること。
 - (1) 一定の行政手続の申請においてその申請先となる行政機関が戸籍電子証明書（戸籍に記録された事項を証明する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供を受けるために必要な戸籍電子証明書提供用識別符号を発行すること。ただし、当該発行が情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を通じて行う方法による場合及び当該発行の請求と同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本等の請求が行われる場合を除く。
 - (2) 一定の行政手続の申請においてその申請先となる行政機関が除籍電子証明書（除籍に記録された事項を証明する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供を受けるために必要な除籍電子証明書提供用識別符号を発行すること。ただし、当該発行が情報提供等記録開示システムを通じて行う方法による場合及び当該発行の請求と同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本等の請求が行われる場合を除く。
 - (3) 戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定により提出された戸籍の記載をするために必要な届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）の内容の証明書を交付すること。
 - (4) 届書等情報の内容を表示したものの閲覧に供すること。

（別表の改正関係）
- 2 この条例は、令和6年3月1日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第101号 参 考

池田市手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後		
本則（略）			本則（略）		
別表			別表		
1～20	（略）		1～20	（略）	
21	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	（略）	21	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「 <u>戸籍証明書</u> 」という。）の交付	（略）
22	（略）		22	（略）	
			23	戸籍法（昭和22年法律第224号）第120条の3第2項に規定する <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> （以下「 <u>戸籍電子証明書提供用識別符号</u> 」という。）の発行（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム（以下「 <u>情報提供等記録開示システ</u>	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円

改 正 前			改 正 後		
				<p>ム』という。)を使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。)に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書(以下「戸籍電子証明書」という。)の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	
<u>23</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	(略)	<u>24</u>	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下「除籍証明書」という。)の交付	(略)
<u>24</u>	(略)		<u>25</u>	(略)	

改 正 前	改 正 後			
	<table border="1"><tr><td data-bbox="1176 247 1332 1412">26</td><td data-bbox="1332 247 1948 1412"><p>戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書（以下「除籍電子証明書」という。）の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p></td><td data-bbox="1948 247 2139 1412">除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円</td></tr></table>	26	<p>戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書（以下「除籍電子証明書」という。）の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
26	<p>戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号（以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。）の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（情報提供等記録開示システムを使用する方法（電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。）に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書（以下「除籍電子証明書」という。）の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円		

改 正 前			改 正 後		
25	戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	(略)	27	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく同法第120条の4第1項に規定する届書等情報(28の項において「届書等情報」という。)の内容の証明書の交付	(略)
26	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧	書類1件につき 350円	28	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき 350円
27~49	(略)		29~51	(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

議案第102号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,191,483千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,094,550千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年12月21日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,769,723	1,111,483	9,881,206
	4 国 庫 交 付 金	1,582,362	1,111,483	2,693,845
19 繰 入 金		3,684,270	80,000	3,764,270
	1 繰 入 金	3,684,270	80,000	3,764,270
歳 入 合 計		43,903,067	1,191,483	45,094,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民 生 費		19,958,357	949,615	20,907,972
	1 社 会 福 祉 費	9,585,115	949,615	10,534,730
7 商 工 費		255,932	250,000	505,932
	1 商 工 費	255,932	250,000	505,932
13 予 備 費		193,015	△8,132	184,883
	1 予 備 費	193,015	△8,132	184,883
歳 出 合 計		43,903,067	1,191,483	45,094,550

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
7 商工費	1 商工費	消費喚起事業	250,000

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 1 0 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,769,723	1,111,483	9,881,206
19 繰入金	3,684,270	80,000	3,764,270
歳入合計	43,903,067	1,191,483	45,094,550

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 民生費	19,958,357	949,615	20,907,972	942,500			7,115
7 商工費	255,932	250,000	505,932	168,983			81,017
13 予備費	193,015	△8,132	184,883				△8,132
歳出合計	43,903,067	1,191,483	45,094,550	1,111,483			80,000

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫交付金	698,815	1,111,483	1,810,298	4 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1,111,483	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,111,483 追加
計	1,582,362	1,111,483	2,693,845			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,672,022	80,000	3,752,022	1 財政調整基金繰入金	80,000	財政調整基金繰入金 80,000 追加
計	3,684,270	80,000	3,764,270			

出

歲

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会福祉 総務費	5,404,147	949,615	6,353,762	942,500			7,115	3 職員手当等	456	時間外勤務手当 456 追加
								10 需用費	300	消耗品費 300 追加
								11 役務費	8,423	通信運搬費 1,900 追加 電信料 80 追加 郵便料 1,820 追加 手数料 6,523 追加
								12 委託料	30,000	住民税非課税世帯臨時特別 給付金業務委託料 30,000 追加
								13 使用料及 び賃借料	436	機器借上料 116 追加 会場借上料 320 追加
								18 負担金補助 及び交付金	910,000	交付金 910,000 追加
								計	9,585,115	949,615

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
2 商工振興費	153,852	250,000	403,852	168,983			81,017	12 委託料	250,000	消費喚起事業委託料 250,000 追加
計	255,932	250,000	505,932	168,983			81,017			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	193,015	△8,132	184,883				△8,132		予備費 △8,132 減額	
計	193,015	△8,132	184,883				△8,132			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

一 般 職

()内は、短時間勤務職員

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補 正 後	(1,073) 人 632	千円 1,566,632	千円 2,710,184	千円 2,469,804	千円 6,746,620	千円 1,351,087	千円 8,097,707
補 正 前	(1,073) 人 632	1,566,632	2,710,184	2,469,348	6,746,164	1,351,087	8,097,251
比 較	(0) 人 0	0	0	456	456	0	456

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	増 減 事 由
	補 正 後	千円 178,206	住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業に伴う増加
	補 正 前	177,750	
	比 較	456	

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地方消費税交付金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000	—	60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000	—	60,000
9 環境性能割交付金		21,000	—	21,000
	1 環境性能割交付金	21,000	—	21,000
10 地方特例交付金		101,500	—	101,500
	1 地方特例交付金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000	—	4,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		314,456	—	314,456
	1 負担金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		931,577	—	931,577
	1 使用料	661,703	—	661,703
	2 手数料	268,831	—	268,831
	3 証紙収入	1,043	—	1,043
15 国庫支出金		8,769,723	1,111,483	9,881,206
	1 国庫負担金	6,025,394	—	6,025,394
	2 国庫補助金	1,141,764	—	1,141,764
	3 国庫委託金	20,203	—	20,203
	4 国庫交付金	1,582,362	1,111,483	2,693,845
16 府支出金		3,365,304	—	3,365,304
	1 府負担金	2,596,744	—	2,596,744
	2 府補助金	398,953	—	398,953
	3 府委託金	48,554	—	48,554
	4 府交付金	321,053	—	321,053
17 財産収入		19,288	—	19,288
	1 財産運用収入	8,588	—	8,588
	2 財産売払収入	10,700	—	10,700
18 寄附金		246,000	—	246,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	246,000	—	246,000
19 繰 入 金		3,684,270	80,000	3,764,270
	1 繰 入 金	3,684,270	80,000	3,764,270
20 諸 収 入		899,368	—	899,368
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	436,213	—	436,213
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
22 繰 越 金		18,381	—	18,381
	1 繰 越 金	18,381	—	18,381
歳 入 合 計		43,903,067	1,191,483	45,094,550

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		376,290	—	376,290
	1 議 会 費	376,290	—	376,290
2 総 務 費		4,161,196	—	4,161,196
	1 総 務 管 理 費	3,166,534	—	3,166,534
	2 徴 税 費	494,907	—	494,907
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	278,010	—	278,010
	4 選 挙 費	155,386	—	155,386
	5 統 計 調 査 費	24,206	—	24,206
	6 監 査 委 員 費	42,153	—	42,153
3 民 生 費		19,958,357	949,615	20,907,972
	1 社 会 福 祉 費	9,585,115	949,615	10,534,730
	2 児 童 福 祉 費	8,454,798	—	8,454,798
	3 生 活 保 護 費	1,918,064	—	1,918,064
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5,045,682	—	5,045,682
	1 保 健 衛 生 費	3,553,986	—	3,553,986
	2 清 掃 費	1,491,696	—	1,491,696
5 労 働 費		15,061	—	15,061

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	15,061	—	15,061
6 農林水産業費		55,214	—	55,214
	1 農林費	55,214	—	55,214
7 商工費		255,932	250,000	505,932
	1 商工費	255,932	250,000	505,932
8 土木費		3,139,544	—	3,139,544
	1 土木管理費	480,223	—	480,223
	2 道路橋りょう費	637,752	—	637,752
	3 河川費	44,009	—	44,009
	4 都市計画費	1,813,325	—	1,813,325
	5 住宅費	163,867	—	163,867
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,467,706	—	1,467,706
	1 消防費	1,467,706	—	1,467,706
10 教育費		5,329,014	—	5,329,014
	1 教育総務費	1,464,555	—	1,464,555
	2 小学校費	787,163	—	787,163
	3 中学校費	340,864	—	340,864

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	241,148	—	241,148
	5 給食センター費	1,035,128	—	1,035,128
	6 社会教育費	1,460,156	—	1,460,156
11 公債費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公債費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸支出金		49,655	—	49,655
	1 防災費	49,655	—	49,655
13 予備費		193,015	△8,132	184,883
	1 予備費	193,015	△8,132	184,883
	歳出合計	43,903,067	1,191,483	45,094,550

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	23,236,379	456	23,236,835
人 件 費	8,608,961	456	8,609,417
扶 助 費	10,771,017	—	10,771,017
公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,191,330	—	2,191,330
そ の 他	18,475,358	1,191,027	19,666,385
物 件 費	8,192,813	289,159	8,481,972
そ の 他	10,282,545	901,868	11,184,413
合 計	43,903,067	1,191,483	45,094,550

一般会計

令和5年度 補正第10号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009
2	給料	31,683	650,559	527,309	336,959	3,705	14,776	7,291	177,515	452,968	542,111				2,744,876
3	職員手当等	95,275	608,111	473,389	285,230	2,848	13,125	8,258	152,102	416,264	554,301		4,961		2,613,864
4	共済費	56,460	288,310	260,661	146,224	1,419	6,269	5,915	72,759	175,244	391,977				1,405,238
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	96,292	21,539	89,579	30	732	1,876	20	6,096	60,531		294		277,147
8	旅費	4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,882	251,389	92,347	430,324	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,364,132
11	役務費	1,341	114,317	47,714	27,100	89	225	380	882	4,975	29,887		7,582		234,492
12	委託料	5,002	1,039,970	775,137	2,091,849		977	269,465	791,644	10,751	1,249,856		24,832		6,259,483
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	38,431	19,110		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		887,783
14	工事請負費			16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	301	6,327	8,554	37,816	20			16	215,977	52,258		30		321,299
18	負担金補助及び交付金	13,954	161,624	4,074,965	270,889	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		5,141,218
19	扶助費		185	10,693,001	19,516						58,315				10,771,017
20	貸付金			2,474				138,000							140,474
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		56,453	293,398	111,945						4,108	3,856,401			4,322,305
23	投資及び出資金														
24	積立金		263,571	3,561	30,000			3	9,861				63		307,059
25	寄附金														
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769
27	繰出金			3,232,416	1,018,914				855,845	19,100					5,126,275
	予備費													184,883	184,883
	()%	(0.9)	(9.2)	(46.4)	(11.2)	(0.0)	(0.1)	(1.1)	(7.0)	(3.3)	(11.8)	(8.5)	(0.1)	(0.4)	(100.0)
	計	376,290	4,161,196	20,907,972	5,045,682	15,061	55,214	505,932	3,139,544	1,467,706	5,329,014	3,856,401	49,655	184,883	45,094,550

一般会計

令和5年度		補正第10号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費				投資的経費	その他の経費		合計
		人件費	扶助費	公債費	小計		物件費	その他	
1	報酬	1,845,009			1,845,009				1,845,009
2	給料	2,744,876			2,744,876				2,744,876
3	職員手当等	2,613,864			2,613,864				2,613,864
4	共済費	1,405,238			1,405,238				1,405,238
5	災害補償費	430			430				430
6	恩給及び退職年金								
7	報償費							277,147	277,147
8	旅費						98,980		98,980
9	交際費						3,085		3,085
10	需用費					100,000	1,264,132		1,364,132
11	役務費						234,492		234,492
12	委託料					354,950	5,904,533		6,259,483
13	使用料及び賃借料					774	887,009		887,783
14	工事請負費					1,029,210			1,029,210
15	原材料費						5,542		5,542
16	公有財産購入費								
17	備品購入費					237,100	84,199		321,299
18	負担金補助及び交付金					453,096		4,688,122	5,141,218
19	扶助費		10,771,017		10,771,017				10,771,017
20	貸付金							140,474	140,474
21	補償補填及び賠償金							8,980	8,980
22	償還金利子及び割引料			3,856,401	3,856,401			465,904	4,322,305
23	投資及び出資金								
24	積立金							307,059	307,059
25	寄附金								
26	公課費							1,769	1,769
27	繰出金					16,200		5,110,075	5,126,275
	予備費							184,883	184,883
	計 ()%	(19.1) 8,609,417	(23.9) 10,771,017	(8.5) 3,856,401	(51.5) 23,236,835	(4.9) 2,191,330	(18.8) 8,481,972	(24.8) 11,184,413	(100.0) 45,094,550

《 住民税非課税世帯臨時特別給付金給付事業 》

1. 事業目的

エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている住民税非課税世帯を支援する取組として、臨時・特別の給付金を支給する。

2. 対象者

基準日（令和5年12月1日）において、世帯全員の令和5年度分の住民税が非課税である世帯の世帯主

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

3. 給付額

1世帯当たり7万円

4. 予算額 949,615千円

(内 訳)	人 件 費	4 5 6 千円
	需 用 費	3 0 0 千円
	役 務 費	8 , 4 2 3 千円
	委 託 料	3 0 , 0 0 0 千円
	使用料及び賃借料	4 3 6 千円
	交 付 金	9 1 0 , 0 0 0 千円
(財 源)	国庫支出金	9 4 2 , 5 0 0 千円
	一 般 財 源	7 , 1 1 5 千円

《 消費喚起事業 》

1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症に続き、エネルギー・食料品等の価格高騰の影響を受けている市内産業の消費喚起を目的として、公募で選定する事業者が提供するキャッシュレス決済を導入している市内店舗で、購入者が当該決済を利用した際にポイント還元を行う。

2. 事業内容

市内対象店舗において、キャッシュレス決済をした消費者に対して、本市が20%のプレミアムポイントを付与して還元する。

3. 対象店舗

公募で選定する事業者が提供するキャッシュレス決済を導入している市内店舗

4. 予算額 250,000千円

(内 訳) 委 託 料 250,000千円

(財 源) 国庫支出金 168,983千円

一般財源 81,017千円